

HP用

令和7年（2025年）3月から適用する公共工事設計労務単価等の特例
措置に係る運用について

このことについて、熊本県土木部においては、特例措置を下記のとおり運用すること
としましたのでお知らせします。

記

1. 運 用 日 令和7年（2025年）3月7日

添付文書

「令和7年度設計業務委託等技術者単価及び令和7年（2025年）3月から適用する公
共工事設計労務単価等の特例措置について」

「令和7年（2025年）3月から適用する労務・技術者単価の取扱い区分」